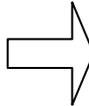
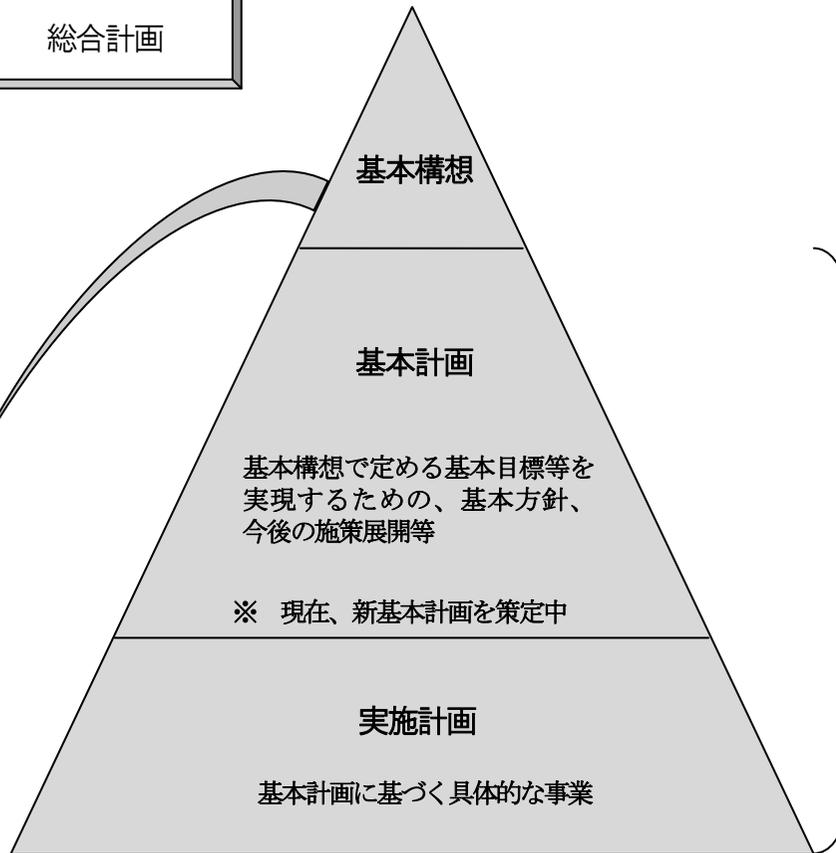


市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画）との関係について

総合計画

個別部門計画



障害者計画

国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想到に即した障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第9条）

○現行計画の施策体系

- 1 地域生活支援
- 2 雇用・就労
- 3 生活環境
- 4 保健・医療
- 5 教育・育成
- 6 啓発・広報

障害福祉計画

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害者自立支援法第88条）

- ①障害のある市民の地域生活や一般就労への移行に関する数値目標
- ②平成21年度から平成23年度までのサービス量等の必要量の見込みとその確保のための方策

市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示す（平成11年12月議決）

〔基本理念〕 人間尊重・市民生活優先

〔基本目標〕 人とまち いきいきと幸せに輝く都市

〔望ましい都市の姿〕 ①自然を身近に感じるまち・千葉市

②健やかに安心して暮らせるまち・千葉市

③安全で快適なまち・千葉市

④豊かな創造力をはぐくむまち・千葉市

⑤はつらつとした活力のあるまち・千葉市

⑥共に築いていくまち・千葉市